

津波発生時における
緊急避難場所としての使用に関する協定書

高知市

高知県

津波発生時における緊急避難場所としての施設の使用等に関する協定書

高知市（以下「甲」という。）と高知県（以下「乙」という。）は、南海地震等による津波が発生し、又は発生する恐れがあり、地域住民その他避難を要する者（以下「地域住民等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、乙が所有する施設を地域住民等の緊急避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第1条 乙は、乙が所有する次に掲げる施設（以下「対象施設」という。）を津波避難ビルとして、地域住民等に使用させるものとする。

- (1) 所在地 高知市稲荷町11番26号
- (2) 所有者 高知県
- (3) 名称 高知土木事務所
- (4) 構造等 鉄筋コンクリート造 3階建
- (5) 使用場所 屋上 約240㎡（約240人収容）

2 甲は、対象施設に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、あらかじめ乙の承諾を得るものとする。

（使用期間）

第2条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれがある時から、乙及び地域住民等が津波避難ビルとしての役割の終了を確認した時までとする。

（目的外使用の禁止）

第3条 甲は、対象施設を津波避難ビル以外の目的に使用しないものとする。

（費用負担）

第4条 対象施設の使用料は、無料とする。

（原状回復義務）

第5条 甲は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復（地震、津波等の災害により損傷した部分を除く。）しなければならない。この場合において、地域住民等が避難をしたことによって対象施設に損傷を与えたことが明らかな箇所がある場合は、その回復に要する費用は甲が負担する。その他については、甲乙で協議して定めるものとする。

（損害賠償責任）

第6条 乙は、対象施設が津波避難ビルとして使用中の期間においては、当該対象施設内において発生した地域住民等に係る事故その他の損害に対する一切の責任を負わないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による場合には、この限りではない。

（津波避難ビルの表示及び公開）

第7条 甲は、対象施設を津波避難ビルとして指定したときは、原則として、それを表示する看板を対象施設に設置し、甲のホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

(協定の有効期限)

第8条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲乙いずれか一方が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年3月9日

甲 高 知 市
代表者 高知市長

乙 高 知 県
代表者 高知県知事